

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（321））
2. 日時：令和2年4月28日 13時30分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

江寿企画調査官※、熊谷管理官補佐、宇田川主任安全審査官※、
千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、服部主任安全審査官※、
羽場崎主任安全審査官※、日南川技術参与※

事業者：

中国電力株式会社 山田執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他
12名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」及び「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」について、4月17日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波の障壁となる地山の扱い（5条）】

- 津波防護上の地山範囲について、検討対象を丁寧に説明すること。
- 防波壁東端部斜面⑤”－⑤’断面について、評価対象断面として選定した過程を整理して説明すること。
- 評価対象斜面の選定について、判断基準とする「影響要因の付与数」と「簡便法によるすべり安全率」の関係を整理して説明すること。

【地滑り・土石流影響評価（6条）】

- 抽出した地滑り地形以外の斜面について、各種調査から地滑りは発生しないとする考え方を説明すること。
- 地滑り地形②について、観察事実を踏まえ、どのようなすべりが想定されないのか説明すること。
- 地滑り地形②が示される盛土斜面の安定性評価について、施設への影響評価も含め別途説明すること。

- 転石を含む土石流流体力を算出する目的について説明すること。また、土石流流体力による施設への影響評価については別途説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし